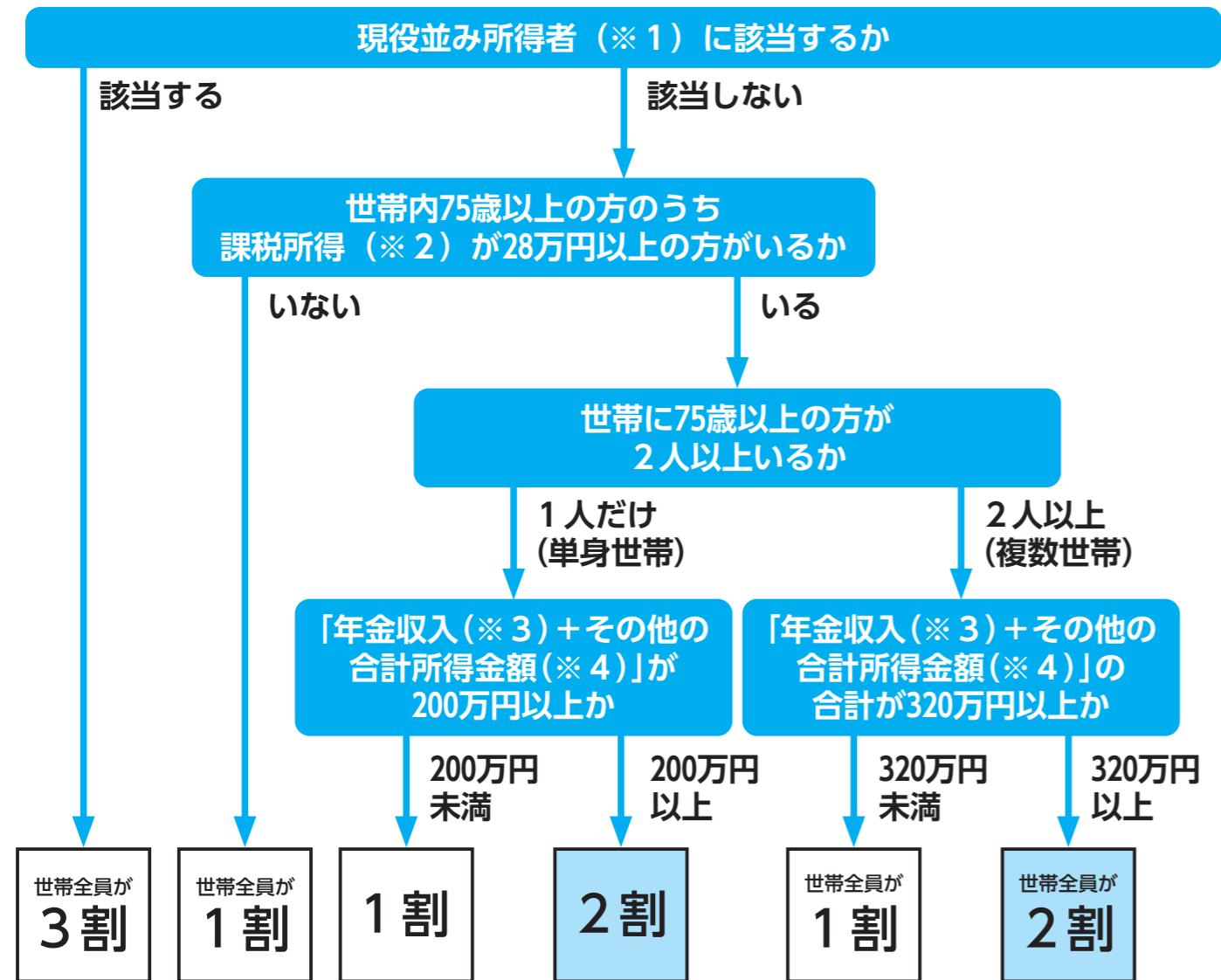


窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- ・ご自身の窓口負担割合については、令和4年10月1日から使える被保険者証をご確認ください。
- ・住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。



- ※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
（一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります）
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。
「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料等控除等）等を差し引いた後の金額です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

■保健福祉課 保健医療グループ ☎35-2111（内線173）

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が変わります

- ・令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等（※1）で一定以上の所得がある方（※2）は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ・窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち、約20%の方です。

- ※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。
- ※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者	1割

被保険者全体の約20%

保険者証の有効期限にご注意ください

- ◆ご自身の窓口負担割合は令和4年10月1日から使える被保険者証をご確認ください。
- ◆病院や薬局等で被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。